

住民監査請求の手引き

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、豊中市の住民の方が、市の執行機関（市長、委員会、委員）または職員による違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるとき、監査委員に対し監査を求め、市が被った損害の補てんなど必要な措置を講じるよう求める制度です。（地方自治法第 242 条）

請求にあたっては、監査委員の監査に代えて外部監査人（公認会計士、弁護士等の外部の専門家）による監査を求めることもできます。外部監査が相当かどうかについては、監査委員が合議により決定し、外部監査が相当であると認めない場合には、監査委員による監査が行われます。（同法第 252 条の 43）

2 住民監査請求を行える方

請求を行えるのは、豊中市に住所を有する方（個人、法人）です。

3 住民監査請求の対象

請求の対象となるのは、市の執行機関（市長、委員会、委員）または職員の次にあげる違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実に限られます。

- （1）違法または不当な
 - ①公金（市の管理に属する現金など）の支出
 - ②財産（土地、建物、備品など）の取得、管理、処分
 - ③契約（購入、工事請負など）の締結、履行
 - ④債務その他の義務の負担（借入れなど）
- （2）違法または不当に
 - ①公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
 - ②財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）
- （3）上記（1）の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

なお、これらの行為のあった日または終わった日から1年を経過している場合には、正当な理由がある場合を除き、監査請求をすることはできません。

* 正当な理由をみとすには、請求の対象となる行為が秘密裏におこなわれたものであり、相当

の注意力をもって調査したときに客観的にみてその行為を知ることができなかった場合で、その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をすることが必要となります。

4 監査請求の方法

- (1) 所定の請求書面を作成して請求します。(「請求書の様式及び記載例」を参照)
- (2) 請求書面には、請求の対象となる行為または怠る事実を証する書面(事実証明書)を添付することが必要です。(公文書に限るものでもなく、事件が生じた過程で入手した請求人の手持ちの資料などでもかまいません。当該書面の証拠力については、監査委員が判断することになります。)
- (3) 監査請求は、直接請求書を持参するかまたは郵送して下さい。

5 監査請求後の流れ

「住民監査請求の流れ」をご覧ください。

6 監査の結果等に不服がある場合は

監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。ただし、訴訟の対象となるのは、違法な行為または怠る事実に限られます。(地方自治法第242条の2)

住民訴訟を提起できる場合	出訴期間
監査委員の監査の結果または勧告内容に不服がある場合	監査の結果または勧告内容の通知があった日から30日以内
勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合	措置に係る通知があった日から30日以内
勧告を受けた執行機関等が措置を講じない場合	勧告に示された期間を経過した日から30日以内
監査委員が請求の日から60日(外部監査人による監査の場合は90日)を経過しても監査または勧告を行わない場合	左記の60日(外部監査人による監査の場合は90日)を経過した日から30日以内
監査を実施しない(請求が却下された)ことに不服がある場合	監査を実施しない(却下)通知があった日から30日以内

7 問い合わせ

その他、わからない点がありましたら、監査委員事務局までおたずねください。

担 当 : 豊中市監査委員事務局
電話番号 : 06-6858-2484 (直通)
住 所 : 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1



(1) 外部監査を求めない場合

豊中市職員措置請求書

豊中市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について、監査委員が理解しやすいよう簡潔にまとめて下さい。

- ・だれが
- ・いつ、どのような財務会計上の行為（その行為が特定できる程度に具体的に）を行っているのか
- ・その行為は、どのような理由で違法または不当であるのか
- ・その行為により、どのような損害が市に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

（・行為のあった日から1年を経過している場合には、正当な理由）

2 請求者

住 所

氏 名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

豊中市監査委員あて

(2) 外部監査人による監査を求める場合

外部監査人による監査を求める場合には、「2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」に、監査委員の監査に代えて外部監査人による監査を求める理由を記載します。

豊中市職員措置請求書

豊中市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について、監査委員が理解しやすいよう簡潔にまとめて下さい。

- ・だれが
- ・いつ、どのような財務会計上の行為（その行為が特定できる程度に具体的に）を行っているのか
- ・その行為は、どのような理由で違法または不当であるのか
- ・その行為により、どのような損害が市に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

（・行為のあった日から1年を経過している場合には、正当な理由）

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

3 請求者

住 所

氏 名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。あわせて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日

豊中市監査委員あて